

市民参加実施予定シート

予 定
平成28年4月1日時点

担当課(クリーンセンター)

1 市民参加の手続 実施予定について

通称	一般廃棄物処理基本計画の見直し	市が考える市民等への影響	〈メリット〉 ・市民、事業所、行政が一体となり、ごみの減量や資源化を推進するために一般廃棄物処理基本計画を策定し、長期的、総合的視点に立った基本となる事項を定め、本市が目指すまちづくりの一つである「地球環境にやさしいまちづくり」に寄与することができる。
名称	流山市一般廃棄物処理基本計画の策定(見直し)		〈デメリット〉 特になし
概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、本市から発生する一般廃棄物の処理について、長期的・総合的視点に立った基本となる事項を定める。5年ごとの見直し。		

(1)市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
<input checked="" type="checkbox"/>	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1)軽易なもの
<input type="checkbox"/>	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2)緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(2)市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項		
複数実施	<input checked="" type="checkbox"/> 審議会等	H27 8/28 10/9 ~H27年3月	公募市民	廃棄物対策審議会	平成21年度に策定した基本計画について、平成26年度までの実績を踏まえ目標値等の見直しを行うことから、専門的見地から意見を聴取できる審議会を開催することとした。また、一般廃棄物処理は、身近な問題であり、できるだけ多くの市民等から意見を取り入れる必要があると考え、一般廃棄物に対する基本的な意識調査(アンケート調査)を実施した。
	<input type="checkbox"/> パブリックコメント手続				
	<input type="checkbox"/> 意見交換会				
	<input type="checkbox"/> 公聴会				
	<input type="checkbox"/> 政策提案制度				
	<input checked="" type="checkbox"/> その他	H26/4/1~H26/4/30	市民(2,000人)、事業者(1,000事業者)	アンケート調査	

(3)市民参加のスケジュール(予定)

平成26年度		平成27年度											平成28年度		
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月
		審議会													
						8月28日実施		10月9日実施	11月18日実施						
↔ アンケート															

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
審議会・パブリックコメント	平成27年2月1日	パブリックコメント手続の実施予定時期(H26.6からH27.6)を変更、及び審議会の開催延長(H26.1からH26.3)を変更	パブリックコメント	平成28年3月2日	本計画の基準年度及び目標年度の目標値については現行計画の施策に一定の成果が見られていることから変更を行わず、現行計画で設定した取り組み内容の達成状況を、実績を基に評価した。よって軽易な変更であるとして、パブリックコメントを実施しないものとした。
パブリックコメント	平成27年9月28日	パブリックコメント手続の実施予定時期(H27.9からH28.3)を変更。 上位計画である、環境基本計画(H27.3策定)を待ったことによる。			